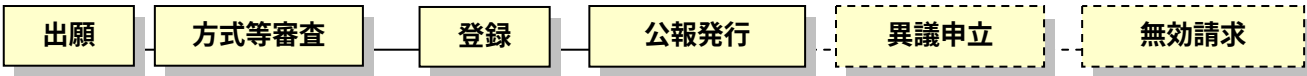


意匠制度の枠組みの在り方

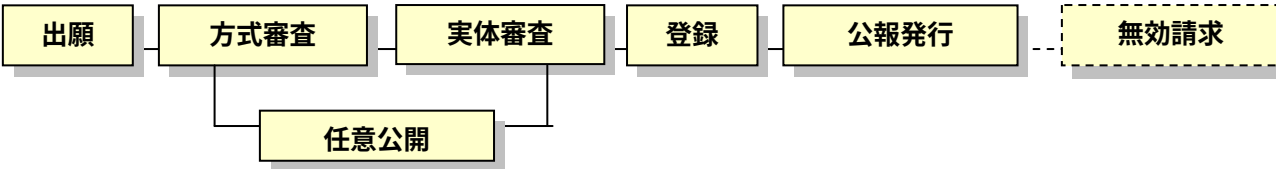
(各国における意匠制度)

韓国 (保護対象分割型)

無審査登録制度



審査登録制度



	無審査登録制度	審査登録制度
保護対象	B1類 (衣類等)、C1類 (寝具、カーテン類)、F3類 (事務用紙、広告紙、転写紙等)、F4類 (包装紙、ラベル、包装容器等)、M1類 (織物地、壁紙、合成樹脂地等)	B1類 (衣類等)、C1類 (寝具、カーテン類)、F3類 (事務用紙、広告紙、転写紙等)、F4類 (包装紙、ラベル、包装容器等)、M1類 (織物地、壁紙、合成樹脂地等) 以外の物品
保護要件	新規性・創作非容易性	
効力	審査、無審査において、意匠権の効力に差はなく、類似する範囲まで独占的排他権が及ぶ。	
乗り換え	自発的な乗り換えは認められていない (明らかな間違いのときにのみ変更できる)	
付与後異議申立	何人も意匠権の設定登録があった日から意匠無審査登録公告日後、3ヶ月になるまで、特許庁に異議申立ができる。	
無効請求	利害関係人又は審査官は、権利の消滅後も特許庁に無効審判を請求できる。	
過失の推定	意匠権の侵害行為について過失が推定される。さらに、無審査の意匠権者が他人の意匠権を侵害した場合にも過失の推定が規定されている。	意匠権の侵害行為について過失が推定される。

欧州共同体意匠規則 (権利内容分割型)

無方式制度

公知

無審査登録制度

出願

方式審査

登録

公報発行

無効請求

無方式制度

無審査登録制度

保護対象

意匠とは、製品それ自体及び/又はその装飾の特徴、特に、線、輪郭、色、形、質感及び/又はその装飾の特徴に由来する製品の全体ないし一部の外観のことをいう。製品とは、産業的に製造される品目や手工芸品である。

保護要件

新規性 (同一の意匠が公に入手可能でない場合は新規。同一とは特徴の差異が微々たる細部のみにあるときをいう。公に入手可能には、合理的な理由による通常の業務中に、共同体内において営業している関係部門における専門業界に公知にされなかった場合は含まれない)
独自性 (見識のあるユーザーが受け取る全体の印象が、これまで公に入手可能であったすべての意匠によって受け取った全体の印象と異なるときは独自性を有する)

保護期間

公知 (公に入手可能) となった日より3年の保護期間がある。

出願から5年間保護され、その後4回の更新により、最長25年間まで更新できる。

効力

模倣による第三者の使用を禁止する権利であり、見識のあるユーザーに異なる印象を与えない範囲に及ぶ。

権限なき第三者の使用を禁止する排他的権利であり、見識のあるユーザーに異なる印象を与えない範囲に及ぶ。

乗り換え

乗り換えなし。新規性喪失の例外期間が1年あるので、その期間中に無審査登録制度に出願する。出願日は実際の出願日

無効請求

共同体意匠裁判所に無効宣言を求める訴訟を提起できる。侵害訴訟において無効宣言を求める反訴と無効の抗弁が認められている。

OHIMの無効部に無効宣言を求める請求をすることができる。侵害訴訟において無効宣言を求める反訴と無効の抗弁が認められている。

過失の推定

無方式も無審査登録も過失の推定規定なし

英国 (保護対象分割型と権利分割型の混合型)

無方式制度

デザイン文書の記録または雛型の製作

審査登録制度

出願

方式審査

実体審査

登録

公報発行

無効請求

無方式制度

審査登録制度

保護対象

意匠とは、物品の全部又は一部分の形状若しくは輪郭 (内部であると外部であると問わない) の態様のことをいう。ただし、意匠権は、構造の方式又は原理、マストフィット、マストマッチ、表面の装飾には存在しない

意匠とは、製品それ自体及び/又はその装飾の特徴、特に、線、輪郭、色、形、質感及び/又はその装飾の特徴に由来する製品の全体ないし一部の外観のことをいう。製品とは、産業的に製造される品目や手工芸品である。

保護要件

独自に創作された意匠 (創作の時点における当該意匠の分野で陳腐でない意匠)

新規性・独自性

保護期間

デザイン文書が創作された年又はひな型が製作された年の末日から15年。ただし、市販が最初に行われた年の末日から10年を超えて保護期間を延長することができない。

出願から5年間保護され、その後4回の更新により、最長25年間まで更新できる

効力

商業上の目的で複製する権利。複製とは、当該意匠を用いて物品を製造すること、そのような物品を製造する目的で当該意匠を記録する意匠文書を作成することをいう。商業上の目的で侵害物品と認識しつつ輸入、保有、販売、賃貸、提供、陳列することも侵害となる

見識あるユーザーに異なる全体的印象を与えない意匠を使用する独占権。使用には当該意匠の組み込まれる製品又は当該商品の適用される製品の製造、提供、販売、輸入、輸出、使用が含まれる

乗り換え

乗り換えなし。

無効請求

特許庁に対して、意匠権の存在等に係る紛争についての決定を求める請求を行うことができる。裁判所においては、侵害等の訴訟において付随的な事項として生じる場合のみ、意匠権の存在等について争うことが認められている。

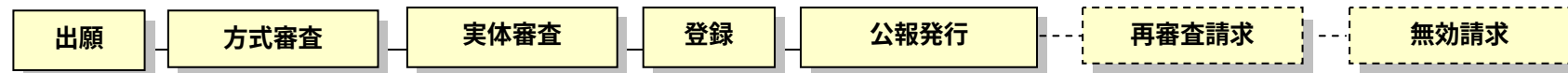
特許庁及び裁判所のいずれかに対しても、意匠登録の無効宣言を求める請求又は訴訟を提起することができる。侵害訴訟において無効宣言を求める反訴と無効の抗弁が認められている

過失の推定

過失の推定規定なし。無知侵害の場合は損害賠償は請求されない

米国 (参考1)

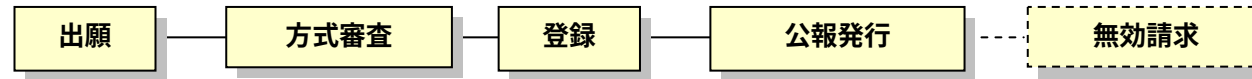
審査登録制度



審査登録制度	
保護対象	物品の新規で、独創的、かつ装飾的な意匠
保護要件	新規性・非自明性
保護期間	許可の日から起算して、14年間
効力	米国内において特許の存続期間中に、特許発明を権限なく生産し、使用し、販売提供し、または販売した者は、特許を侵害したものとする。
無効請求	・現実に紛争が生じている場合には、侵害訴訟等の提起の有無とは関わりなく、裁判所に対して特許無効の宣言判決を求める確認訴訟を提起することができる。 ・何人も先行意匠を基礎として、すでに特許が発行されたクレームの特許性について再審査を米国特許庁に対して求めることができる。 ・侵害訴訟の被告は、意匠特許の無効を抗弁することができる。
過失の推定	過失の推定規定なし。

中国 (参考2)

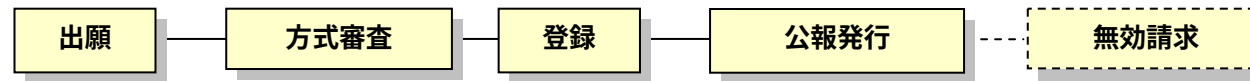
無審査登録制度



無審査登録制度	
保護対象	製品の形状、図案又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、図案の組合せにより作り出された美感に富み、かつ工業面で応用に適した新しい意匠
保護要件	新規性（世界刊行物公知、国内公用の意匠と同一又は類似の意匠でないこと）
保護期間	出願日から起算して、10年間
効力	意匠特許権が付与された後は、如何なる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施することができない。すなわち、生産若しくは営業を目的として、その意匠特許製品を製造し、販売し、又は輸入してはならない。
無効請求	何人も、特許復審委員会に対して意匠特許権の無効宣言請求をすることができる。 ただし、裁判所に対して、意匠特許権の無効宣言を求める訴訟を提起することはできないし、侵害訴訟の被告が意匠特許無効の抗弁をすることは認められていない。
過失の推定	過失の推定規定なし。

フランス (参考3)

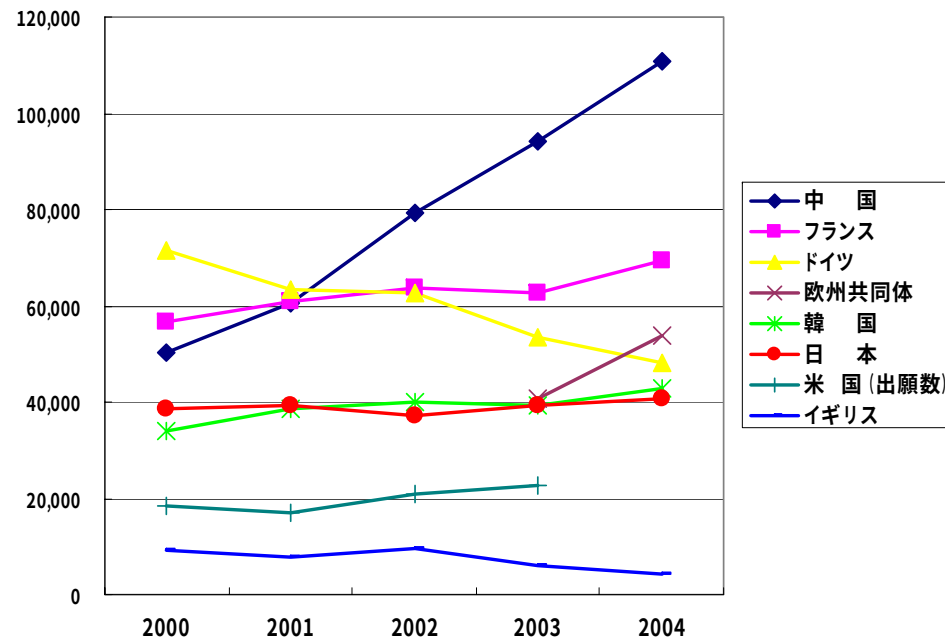
無審査登録制度



無審査登録制度	
保護対象	製品の全体又は部分の外観であって、特に、その線、輪郭、色彩、形状、又は素材の特徴に由来する外観をいう。特徴は、製品自体の特徴でも、その装飾の特徴でもよいものとする。製品とは、産業的に創造される品目や手工芸品である。
保護要件	新規性・独自性
保護期間	出願から5年間保護され、その後4回の更新により、最長25年間まで更新できる。
効力	見識あるユーザーに異なる全体的印象を与えない意匠を使用する独占権。使用には当該意匠の組み込まれる製品又は当該商品の適用される製品の製造、提供、販売、輸入、輸出、使用が含まれる。
無効請求	裁判所に対して、無効宣言を求める訴訟を提起することができる。明文規定はないが、侵害訴訟において、無効宣言を求める反訴又は無効の抗弁が認められている。
過失の推定	過失の推定規定なし。

諸外国における意匠出願状況

世界主要国の意匠登録出願（意匠数）



(米国については2004年の統計は未入手)

韓国2004年の無審査分野の意匠登録出願件数
(韓国特許庁調べ)

分類	件数		
	内国	外国	総合計
B 1	308	41	349
C 1	543	1	544
F 3	645	10	655
F 4	2307	256	2563
M 1	4042	18	4060
総合計	7845	326	8171